

横芝中学校 いじめ防止基本方針（令和6年4月更新）

1. いじめの定義（「いじめ防止対策推進法（平成25年）」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめに対する基本認識

横芝中学校に在籍する全ての生徒と教師及び保護者は、いじめに関して「どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という共通の認識を持つ。

- (1)いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2)いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3)いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4)との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- (5)防止等の対策のための組織として以下のものを設置する。

生徒指導委員会～いじめ対策～（毎週火曜日4校時）

構成 校長、教頭、教務、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、長欠担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

3. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1)生徒の声に耳を傾ける。（「教育相談アンケート」、「学校生活アンケート」を別表の計画で行う。また調査、生活ノート、個別面談等を適宜行う）
- (2)生徒の行動を注視する。（普段の何気ない話、遅刻が続く、体調不良を訴える等）
- (3)保護者と情報を共有する。（電話・スクリレ連絡、家庭訪問、PTAの会議等）
- (4)地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

教育相談計画表

項目\月	4	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3
教育相談アンケート	○				○				○		
生活アンケート		○		○		○		○		○	

※ アンケート後に、相談期間を設けます。

※ 7月と12月は3者面談にて相談いたします。（緊急の案件はこの限りではありません）

※ 2、3月の生活アンケートは1、2年生のみです。

4. 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1)いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2)学級担任等が1人で抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3)校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4)いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5)法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6)いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7)必要に応じ、懲戒・出席停止制度等の適切な運用に向け、町教育委員会と連携して取り組む。

5. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒による主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1)生徒会による「イエローリボン運動」等の活動を中心として、生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2)道徳・特別活動・総合的な学習の時間をとおして、規範意識や集団の在り方等「仲間づくり」についての学習を深める。
- (3)学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4)教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (5)常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6)教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7)地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

6. いじめ重大事態発生時の対応

(1)いじめ重大事態とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき【1号重大事案】」「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とする）【2号重大事案】」である。重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。また、いじめを受けた児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2)対応

- ・「生徒指導委員会～いじめ対策～」を招集する。

構成 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教職員（当該学年主任及び担任、部活動顧問等）、スクールソーシャルワーカー（派遣が必要な場合は、県に依頼）

- ・アンケート、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、実態を把握する。
- ・被害者生の保護者及び加害者の保護者と連携を図り、いじめの解消と再発防止に努める。
- ・速やかに教育委員会へ報告する。

7. 関係機関との連携

(1) 関係者の連携・協働によるいじめ対応

- ・いじめを受けた側・いじめた側の児童生徒・保護者に対する支援、指導、助言等を関係者の連携の下、適切に行われるよう努める。（医療、福祉、司法）

(2) 保護者との連携

- ・加害者に被害者の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら加害者を指導する。
- ・いじめの解消と再発防止に向けて、被害者の保護者、加害者の保護者との連携を図る。

(3) 地域の人々との連携

- ・より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

8. 参考

(1) 学校と警察・司法との連携

（「生徒指導提要（令和4年12月）『第3章 チーム学校による生徒指導体制』より）

生徒指導提要では、「児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ上で、警察は学校の重要なパートナーと言えます。」と述べている。また、「学校と警察等との連携は、学校の内外で発生した非行などの刑罰法令に抵触する行為に対処する困難課題対応的生徒指導上の連携にとどまりません。」とも述べている。

そのため、本校でも生徒を守る（生徒を被害に遭うことを防ぎ、また、加害に向かうことを防ぐ）ために警察との連携も進めていく。

(2) いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）

（文部科学省 令和5年2月7日 添付資料1 より）

【警察に相談又は通報すべきいじめの事例】

いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。

以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

(3) いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）

（文部科学省 令和5年2月7日 添付資料1 より作成）

◇暴行（刑法第208条）

- ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
- 無理やりズボンを脱がす。

◇傷害（刑法第204条）

- 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。

◇恐喝（刑法第249条）

- 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

◇窃盗（刑法第235条）

- 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。

◇器物損壊等（刑法第261条）

- 自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。

◇強要（刑法第223条）

- 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。

◇脅迫（刑法第222条）

- 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

◇名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）

- 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

(4) いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）

【通知】

https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf

【通知概要】

https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-002.pdf